

鏡野町消費問題協議会 会員募集のお知らせ

本町には「鏡野町消費問題協議会」があり、会員は、悪質商法の勉強や省エネ生活学習をはじめ、日ごろから身近な消費生活に関する勉強をしています。

新年度から学習してみようと思われる方はぜひご入会下さい。そして、仲間といっしょに消費生活問題について考えてみませんか。

○募集期間 4月1日～4月30日

○入会費・年会費 入会費は不要。年会費は500円

○入会条件 成人（男女、年齢は不問）

○入会申込先 鏡野町消費問題協議会代表 水田早苗

電話（0868） 5210395

FAX（0868） 5210485

役場町民環境課担当 本山

電話（0868） 5412984

FAX（0868） 5412891

○申込 申込は、住所・氏名・連絡先をお知らせ下さるだけで結構です。（年会費は別の機会に集金します。）

○お問い合わせ 右記の入会申込先にお問い合わせ下さい。

〈主な活動例〉

消費者被害撲滅県民大会参加

マイバッグ運動の実践

研修会（振り込め詐欺の話、悪質商法の話、津山支部との合同研修、ばかりづくり等）

イベント会場や大型店舗で啓発資料配布活動 など

消費者情報 ⑤

住宅用火災警報器の訪問販売トラブル

消防法の改正により、新築住宅では平成18年6月から、既存住宅では平成23年6月からの火災警報器設置が義務付けられました。設置する場所は、一般的な2階建て住宅の場合、寝室と階段（2階に寝室がある場合）への設置が義務付けられています。（台所への設置は努力目標とされています。）

住宅用火災警報器は、ホームセンターや消防設備取扱店、電気店等で購入できます。国の基準に適合し、日本消防検定協会の検査に合格した製品には「NSマーク」が付いているので、購入する際の目安にして下さい。

注意していただきたいのは、設置義務に便乗して、消防署や役場などの公的機関の職員を装い、不当に高額な価格で火災警報器を売り付ける悪質な業者が電話で勧誘したり訪問したりすることがあります。

トラブルに遭わないために次のようことに注意して下さい。

- (1) 必要のない箇所や法外な価格で契約させられることもありまますので、強引に勧められても「消防署に尋ねる」「家族と相談する」などと断り、その場で契約しないようにしましょう。
- (2) 訪問販売や電話勧誘販売については、契約してしまったも契約書面を受け取った日から8日以内であれば契約解除することが出来ます。（クーリング・オフといえます。）

お問い合わせ先

町民環境課 本山 電話（086888） 54126884